

平成 26 年度法令改正一覽

容器保安規則等の一部改正

【措置】

平成 26 年 3 月 31 日公布・施行（ただし、容器細目告示中の「車載総括証票」の改正については、平成 26 年 6 月 30 日までの経過措置あり。）

【対象法令等】

- ・容器保安規則
- ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示
- ・容器保安規則の機能性基準の運用について（内規）

【改正の概要】

- ・圧縮水素を運送する自動車（トレーラー）のための圧縮水素運送自動車用容器の最高充填圧力を 35MPa から 45MPa に引き上げ。
- ・圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の経過年数 4 年を超えるものの容器再検査の期間を「2 年 1 月」から「2 年 2 月」に延長。
- ・圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票に「充填すべきガスの種類」を追加。

圧縮水素スタンド及び圧縮天然ガススタンドの省令等の一部改正

【措置】

平成 26 年 4 月 21 日公布・施行

【対象法令等】

- ・一般高圧ガス保安規則
- ・コンビナート等保安規則
- ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について
- ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について

【改正の概要】

(1) 圧縮水素スタンドと圧縮天然ガススタンドを併設する際の距離規制の緩和

- ・圧縮水素スタンドと圧縮天然ガススタンドを併設する際、発災時にお互いの設備に影響がないように相互の主要な高圧ガス設備間には 6m の距離を確保することが求められる。これに対し、圧縮水素スタンドと圧縮天然ガススタンドが相互に影響を与えないよう障壁を設置するなどの代替措置を行うことにより、当該距離を短縮可能とした。

(2) 圧縮水素スタンドにおける使用可能鋼材の拡大

- ・圧縮水素スタンドの使用可能鋼材について、バルブ・配管などとして使用することが計画

されている銅系材料（C3604, C3771）を、圧力及び温度の使用範囲を明確にした上で、例示基準に追加。

- ・既に使用可能となっているステンレス鋼（SUS316, SUS316L）について、圧力及び温度について使用範囲※を拡大。

※圧縮水素スタンド使用される圧縮機付近の高圧・高温の部分や水素を冷やすプレクール設備の高圧・低温の部分

経済産業省関係産業競争力強化法第 12 条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令の制定

【措置】

平成 26 年 4 月 24 日公布・施行

【対象法令等】

- ・容器保安規則

【改正の概要】

(1)半導体製造に用いるガス容器の検査手法に関する特例措置

- ・現行法令では、半導体製造に用いる超高純度ガス容器の 5 年毎の再検査について、外観検査や耐圧検査を実施するよう規定。
- ・検査の効率化を図るため、非破壊検査方法の超音波検査等について、当該再検査方法が適切なものであることを証明することや十分な知識を有するものが実施する等の代替措置を講じることを条件に、容器則第 25 条第 1 項に基づき告示に定める検査方法以外の適切な検査方法による容器再検査を可能とする新たな規制の特例措置として「容器再検査の方法に係る容器保安規則の特例」を創設した。

(2)燃料電池フォークリフトにおける新しいタイプの水素タンクに関する特例措置

- ・これまでの燃料電池フォークリフト（水素と酸素の化学反応によって発電された電気を動力とするフォークリフト）等の産業車両に搭載する燃料容器（水素タンク）について、軽量の「複合容器（炭素繊維と金属等の併用容器）」のみを想定。
- ・産業車両への搭載適正や製造コストの観点からのメリットを踏まえ、全部金属製の容器をフォークリフト用水素タンクとして活用することについて、充填者、充填場所の限定や適切な教育訓練等を実施すること等の代替措置を講じることを条件に、本件容器を容器則第 13 条に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器の定義に含める等を新たな規制の特例措置として、「産業車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器に係る容器保安規則の特例」を創設した。

特例省令において定められた安全性等を確保する要件を満たす事業者は、主務大臣から新事業活動計画の認定を取得することで、本特例措置を活用して、その新事業活動を実施可能。

容器保安規則等の一部改正

【措置】

平成 26 年 5 月 30 日公布・施行

【対象法令等】

- ・容器保安規則
- ・一般高圧ガス保安規則
- ・コンビナート等保安規則
- ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

【改正の概要】

国際連合欧州経済委員会で策定された世界技術規則（gtr）に対応

- ・国際的に、「水素及び燃料電池の自動車に関する世界技術規則」の作成が、平成 10 年にジュネーブで作成された「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成 12 年外務省告示第 474 号）」に基づいて、平成 19 年から国際連合欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において開始され、平成 25 年 6 月に採択された。
- ・この採択を受け、世界技術規則を国内に取り込むために、容器保安規則等を改正。

【改正の概要】・・・容器則関係

(1)用語の定義（容器則第 2 条）

- ・世界技術規則によって規定された自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器を「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」として、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第 61 条第 2 項第 2 号に掲げる自家用乗用自動車に装着される容器を「低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」として定義するとともに、次の用語を定義。
 - ①国際圧縮水素自動車燃料装置用用に係る「最高充填圧力」を、「燃料の充填中にその容器に係るガスの圧力のうち最高のものの数値であって、次号に規定する公称使用圧力の 4 分の 5 倍の圧力の数値」と定義。
 - ②国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る「公称使用圧力」を、「温度 15 度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値」と定義。
 - ③国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る「耐圧試験圧力」を、「最高充填圧力の 5 分の 6 倍の圧力の数値」と定義。
 - ④国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る「試験のサイクルの回数」を、「世界技術規則による初期の圧力サイクル試験において寿命の基準値とするために使用した回数」と定義。

(2)製造の方法の基準（容器則第 3 条）

- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用容器について、世界技術規則の基準とするが、使用する材料については、各国において規定するようになっているため、容器則の既存の基準とする。

(3)刻印等の方式及び附属品検査の刻印（容器則第 8 条及び第 18 条）

- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用容器について、「公称使用圧力」及び「試験のサイクルの回数」を追加。
- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用容器への刻印等の記号を「GVH」とし、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品への刻印の記号を「CHGGV」と規定。

(4)容器の附属品（容器則第 13 条）

- ・附属品検査の対象となる国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の附属品は、バルブ、安全弁、緊急遮断装置及び逆止弁とし、新たな規定として、逆止弁を追加。

(5)容器再検査の期間、容器再検査における容器の規格、附属品再検査における附属品の規格、検査設備の基準、検査主任者の資格、容器再検査に合格した容器の刻印等及び帳簿（容器則第 24 条、第 26 条、第 29 条、第 33 条、第 34 条、第 37 条及び第 71 条）

- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装着されている附属品について、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に装着されている附属品と同様の基準とする。

(6)容器の表示の方式、容器の外観検査及び容器の漏えい試験、容器再検査における容器の規格（容器則細目告示第 1 条、第 20 条、第 21 条及び第 22 条）

- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用容器について、圧縮水素自動車燃料装置用容器と同様の基準とする。

(7)附属品の外観検査、附属品の漏えい試験及び附属品検査における附属品の規格（容器則細目告示第 27 条、第 28 条及び第 29 条）

- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品について、圧縮水素自動車燃料装置用附属品と同様の基準とする。

(8)検査設備の基準（容器則細目告示第 31 条）

- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品については、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用附属品と同等とする。

(9)容器再検査に合格した容器の刻印等及び附属品再検査に合格した附属品の刻印等（容器則細目告示第 32 条及び第 33 条）

- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品については、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用附属品と同等とする。

【改正の概要】・・・一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則

(10)定置式製造設備に係る技術上の基準等（一般則第 6 条、第 18 条、第 49 条）

及び第 50 条)

- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用容器について、当該容器の刻印等に示された年月から 15 年を経過したものには、高圧ガスを充填しないこととする。

(11)製造施設に係る技術上の基準（コンビ則第 5 条）

- ・国際圧縮水素自動車燃料装置用容器について、当該容器の刻印等に示された年月から 15 年を経過したものには、高圧ガスを充填しないこととする。

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の改正**【措置】**

平成 26 年 7 月 14 日廃止・制定

【改正の概要】**(1)一般則第 7 条の 3 関係（コンビ則第 7 条の 3 関係も同様）**

- ・平成 24 年 11 月 26 日に一般則第 7 条の 3 を改正した際、「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備を、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる」旨定めため、当該条項に係る運用及び解釈を、条文中に同じ規定のある一般則第 6 条のものと同様に記載。

(2)一般則第 82 条関係（液石則第 80 条関係、コンビ則第 37 条関係も同様）

- ・一般則第 82 条第 2 項の規定により、保安検査の方法は、「保安検査の方法を定める告示（平成 17 年経済産業省告示第 84 号）（保安検査告示）」によることとされているが、同項第 2 号により、一般則第 99 条に基づき経済産業大臣が定めた基準（「特認基準」）にかかる保安検査の方法であって、当該基準に応じて適切であると大臣が認めためるものを用いる場合には、この限りではない旨規定。
- ・特認基準に係る保安検査について、保安検査告示で定める方法に準用する等により実施できる場合は、特認基準に係る保安検査を保安検査告示で定める方法によって実施できる旨記載。

(3)液石則第 2 条関係

- ・平成 11 年ごろから、ポンプ又は圧縮機を用いない液化石油ガススタンド（「差圧式液化石油ガススタンド」）が普及。当該ガススタンドの処理能力の算定方法については、平成 24 年 1 月 12 日に液石則を改正。
- ・気化した液化石油ガスの圧力を貯槽又は容器内の液化石油ガスの液面が受けることにより、容器に液化石油ガスを充填する液化石油ガススタンドについては、処理能力がゼロであることを明示。

(4)液石則第 6 条関係 15

- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 16 条に定めるところにより、バルク貯槽をその設置後 20 年以内に開放検査することが求められているところ。
- ・この開放検査又は廃棄のため、液化石油ガスが入ったバルク貯槽を容器検査所等に搬入した場合、これをバルク貯槽ではなく容器として取り扱い、また、当該容器の貯蔵能力

を法令で定めている容器検査所等の貯蔵能力に加算しなくてもよことを明示。

(5)液石則第 9 条関係(2)の表中

- ・小規模な液化石油ガス設備として、バルク貯槽から液化石油ガスを回収するためのポンプ等で構成される移動式製造設備であり、かつ、車載されないものが使用され始めている。
- ・本表において、移動式製造設備であり、かつ、車載されないものに適用する許可手続き等を追加。

(6)液石則第 49 条関係

- ・バルク貯槽の開放検査又は廃棄のため、液化石油ガスが入ったバルク貯槽を容器検査所等へ移動する際は、液石則第 49 条の規定を適用することを明示。

(7)冷凍則第 3 条関係

- ・冷凍則においては、法第 5 条の「事業所」を「一つの冷凍設備と考えられる設備」が設置されている場所と解するため、事業者は、当該設備ごとに、許可等の手続きが必要。
- ・ラインを共通にしている 2 以上の設備について、申請者及び申請を受ける側双方において望むように、「一つの冷凍設備」として扱っても、分割で取扱っても構わないこととした

(8)冷凍則第 7 条関係

- ・冷凍則第 64 条第 2 項に規定する気密試験及び耐圧試験に合格した旨の証明書は、機器製造業者の証明書でよいこと等を明示。

高圧ガス保安法施行令関係告示等の一部改正（フルオロカーボン回収装置及び溶解ガスの取扱いについて）

【措置】

平成 26 年 7 月 18 日公布・施行

【対象法令等】

- ・高圧ガス保安法施行令関係告示
- ・高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 条）第 2 条の運用及び解釈について
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

【改正の概要】

(1)フルオロカーボン回収装置の取扱い（政令関係告示第 2 条）

- ・法適用除外となるフルオロカーボン回収装置内のフルオロカーボンに、フルオロオレフィン 1234yf を追加。
- ・フルオロオレフィン 1234yf を回収するためのフルオロカーボン回収装置について、以下の技術基準を規定。

- ①回収装置の容器は 45L 以下。
- ②静電気を除去する機構。
- ③回収装置と容器の間に電磁弁（遮断弁）を設置。
- ④回収装置全体をカバーで覆う構造とし、2 方向に開口部を設け、装置内部を充分喚起できる構造。
- ⑤回収装置凝縮器等の冷却ファンは装置運転中、常に作動する機構。
- ⑥回収装置内の電気機器の電気火花が散逸しない措置。

⑦回収装置本体の見やすい箇所に、「フルオロオレフィン 1234yf 高圧ガス取扱装置」との警戒票及び所定の事項を表示。

(2)溶解ガスの取扱い（政令関係告示第 3 条）

・告示第 3 条の規定（溶解ガスを液化ガスとして取り扱うことを前提とした記述）を削除。

(3)適用除外の範囲（政令関係告示の運用及び解釈Ⅰ）

・着脱容器に対する容器保安規則の適用について、容器保安規則の適用を受けない 1 リットル以下の容器にフルオロオレフィン 1234yf の容器を追加。

(4)フルオロカーボン回収装置検査実施方法（政令関係告示の運用及び解釈Ⅲ）

・告示で定めるフルオロオレフィン 1234yf 回収装置に係る技術基準を解説。

(5)法の解釈に係る改正（内規 法第 2 条関係）

・溶解ガスを圧縮ガスとして取り扱う旨を明確化。

一般高圧ガス保安規則等の一部改正（自動車用エアバッグの取扱いについて）

【措置】

平成 26 年 9 月 17 日公布・平成 27 年 1 月 1 日施行

【対象法令等】

- ・一般高圧ガス保安規則
- ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

【改正の概要】

(1)一般高圧ガス保安規則の一部改正

・輸入検査の適用除外とする自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガスの条件を改正。

①従来、可燃性ガスは認められていなかったが、一定の要件（製造細目告示で規定）を満たす可燃性ガスを認めることとした。

②高圧ガスを封入する自動車用エアバッグガス発生器が、容器の輸入検査における規格と同等以上の自動車用エアバッグガス発生器に係る規格に適合するものであること、という条件を新設。

(2)製造細目告示の一部改正

・（1）①の「一定の要件」の具体的な内容（製造細目告示第 12 条の 16 第 1 号イ（輸入高圧ガスに関する内容物確認試験）に適合する高圧ガスであって毒性を有しない）を規定

(3)「一般高圧ガス保安規則第 46 条第 2 項第 1 号イの規定に基づく経済産業大臣が定めるガス（平成 12 年通商産業省告示第 899 号）」の廃止

・（1）①の「一定の要件」を（2）のとおり製造細目告示において定めたことに伴う廃止。

(4)内規 一般則第 46 条関係

- ・一般高圧ガス保安規則の改正により、水素等可燃性ガスを用いた自動車用エアバッグガス発生器を輸入検査の適用除外として、その条件として輸入検査における容器検査における容器の規格と同等以上の自動車用エアバッグガス発生器に係る規格に適合するものであることを追加した。
- ・この改正に伴い、輸入検査における容器検査における容器の規格と同等以上の自動車用エアバッグガス発生器に係る規格を明確化。
- ・具体的には、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の自動車用エアバッグ発生器の規格（EU 指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国が採用する自動車用エアバッグ発生器に関する EN 規格又は ISO 規格を含む。）に適合するものであることとする。

製造細目告示の一部改正（人体用エアゾール製品に用いる噴射剤の取扱いについて）

【措置】

平成 26 年 9 月 17 日公布・施行

【対象法令等】

- ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

【改正の概要】

- ・高圧ガス保安法において、人体用に使用するエアゾール製品（ヘアスプレー、シェービングフォーム等）に使用する噴射剤として、可燃性ガスの中では液化石油ガス、ジメチルエーテル及びこれらの混合物又は不燃ガスとの混合物のみ、使用が認められていた。
- ・一方、温暖化係数（GWP）の低い可燃性ガスを人体用エアゾール製品の噴射剤として使用することについての要望があった。
- ・このため、「人体用エアゾール製品用噴霧剤の適格性の確認に関する委員会」において、HFC-152a 及び HFO-1234ze について、検討を行い、産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会で審議した結果、適格であるとの結論に至った。
- ・これを踏まえ、人体用エアゾール製品の噴霧剤として使用することができる可燃性ガスに、HFC-152a 及び HFO-1234ze を追加。

一般高圧ガス保安規則等の一部改正

（圧縮水素スタンドへの液化水素の貯槽の設置、プレクール設備の設置及び複合材料を使用した蓄圧器の圧縮水素スタンドへの設置に関する技術基準並びに認定指定設備の変更工事に関する技術基準について）

【措置】

平成 26 年 11 月 20 日公布・施行

【対象法令等】

- ・一般高圧ガス保安規則
- ・コンビナート等保安規則
- ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について
- ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について

(1)一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則

圧縮水素スタンド関係（一般則、コンビ則第 7 条の 3）

①圧縮水素スタンドへの液化水素貯槽の設置

- ・圧縮水素スタンドの液化水素の通る部分から敷地境界までの距離（6m）及び火気を取り扱う施設までの距離（2m）の設定等
- ・液化水素の貯槽、蒸発器及び配管等に関する安全対策（貯槽に遮断措置、貯槽に 2 以上の安全装置、圧力リリーフ弁を設置、蒸発器に遮断措置、気化加温後の放出、真空断熱貯槽は真空度保持）
- ・配置、基礎、障壁に関する技術基準（貯槽間距離の確保、同一基礎への繋結、貯槽・蒸発器とディスペンサー間の障壁、同一基礎上への設置）
- ・液化水素タンクローリーに関する技術基準（放出管への接続、第 8 条 3 項の適用、敷地境界（6m以上）・火気（2m 以上）までの距離、充填時に監視者）
- ・保安を監督する者の選任に関する技術基準（保安統括者は 6 ヶ月以上の水素製造経験者）
- ・完成検査の方法及び保安検査の方法

②付属冷凍設備（プレクール設備）の設備距離

- ・付属冷凍設備に対する設備距離に関する技術基準（冷凍則第 7 条第 1 項第 1 号適合の冷凍設備で不活性ガスを冷媒とするもの（ブラインによって冷却するものを含む）は設備距離不要）

③複合材料を使用した蓄圧器の水素スタンドへの設置

- ・容器の構造に関する技術基準（複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器は樹脂含浸連続繊維を巻き付けたフルラップ構造とする。）
- ・蓄圧器の安全性確保のための技術基準（輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止する措置）
- ・完成検査の方法及び保安検査の方法（一般則別表第 1 及び第 3、コンビ則別表第 3 及び第 4）

認定指定設備の変更の工事に関する技術基準関係

①指定設備が無効にならない工事を追加

- ・個別ユニットの交換のみ並びに同等の部品及び個別ユニットの交換のみを追加

②認定指定設備の変更の工事に係る調査の申請等

(2)製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（第 9 条第 1 項第 10 号）

圧縮水素スタンド関係

①保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設等（第 9 条）の圧力リリーフ弁に液化水素貯槽に設ける圧力リリーフ弁を追加。

(3)高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（第 7 条の 3 関係）

・一般則第 7 条の 3 第 2 項第 2 号の 2 において、冷凍則第 7 条第 1 項第 1 号の基準に適合する冷凍設備であって、「不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備」、又は「不活性ガスを冷媒ガスとし、ブラインによって冷却する冷凍設備」については設備距離を要しない旨の記載されたことに伴い、当該規定で定める「ブライン」の定義について明確化。

・一般則第 7 条の 3 関係において、液化水素の貯槽を設置する場合には、適切な真空度を保つ旨記載されたことに伴い、当該規定で定める「真空度」の定義について明確化。

(4)一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（コンビ則は記載省略）

①液化水素貯槽の設置及び複合材料を使用した蓄圧器の設置等について

ア 液化水素の通る部分についての安全措置について

流動防止措置（一般則例示基準 2.）、圧力計及び許容圧力以下に戻す安全措置（一般則例示基準 13.）、圧力リリーフ弁（一般則例示基準 13 の 2.）、安全弁、破裂板及び圧力リリーフ弁の放出管開口部の位置（一般則例示基準 14.）、ガスを自動的に閉止する遮断措置（圧縮水素スタンド）（一般則例示基準 19 の 2.）、障壁（一般則例示基準 22.）、送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置（一般則例示基準 54 の 3.）、敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置（圧縮水素スタンド）（一般則例示基準 56 の 2.）

イ 液化水素の通る部分についても材料について

ガス設備等に使用する材料（一般則例示基準 9.）、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手（一般則例示基準 26.）

ウ 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の安全措置について

温度上昇を防止するための措置（圧縮水素スタンド）（一般則例示基準 59 の 3.）、複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等を防止する措置（圧縮水素スタンド）（一般則例示基準 59 の 10.）

エ 液化水素タンクローリーに関する安全措置について

廃棄の基準（一般則例示基準 80.）

②圧縮水素スタンドに使用可能な鋼材に係る性能基準の整備について

・ガス設備に使用する材料（一般則例示基準 9.）

③圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドの防火設備について

・防消火設備（一般則例示基準 31.）

容器保安規則の機能性基準の運用についての一部改正

【措置】

平成 26 年 12 月 2 日公布・施行

【対象法令等】

- ・容器保安規則の機能性基準の運用について

【改正の概要】

燃料電池自動車等の本格的な普及に向け、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成 12 年外務省告示第 474 号）」に基づき、2007 年から国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラムにおいて、「水素及び燃料電池の自動車に関する世界技術規則の作成が開始され、2013 年に採択された。この世界技術規則を国内に取り込むため、平成 26 年 5 月 30 日付けで容器則等が改正された。この世界技術規則に係る以下の例示基準を容器則例示基準に採用するための改正

- (1)「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」を別添 11 として採用。
- (2)「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」を別添 12 として採用
- (3)上記に伴い、「別添 10 附属品の技術基準の解釈」の適用範囲から国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品を除外。

高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについての廃止・制定、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部改正

【措置】

平成 26 年 12 月 22 日公布・平成 27 年 1 月 1 日施行

【対象法令等】

- ・高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

【改正の概要】

(1)高圧ガスを高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて

- ・検査を要しない輸入高圧ガスの範囲を、「緩衝装置内の高圧ガス、自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス又は消火器（自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているものに限る。）内の高圧ガスであって、その輸入車が、自ら輸入検査適用除外要件に合致していることを確認したもの」及び「商品見本、当該商品

の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供さないもの又は個人貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。）」と規定。

・通関における輸入検査適用除外要件の確認方法を規定。

(2)高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

・輸入検査合格証発行前の通関の際の証明方法を規定。